

議案第15号

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例（昭和37年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」とい

う。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(警務部の所掌事務)</p> <p>第3条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>情報の公開に関すること。</u></p> <p>(9) <u>個人情報の保護に関すること。</u></p> <p>(10) <u>留置施設に関すること。</u></p> <p>(11) <u>被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。</u></p> <p>(12) 略</p>	<p>(警務部の所掌事務)</p> <p>第3条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>予算、決算及び会計に関すること。</u></p> <p>(9) <u>財産及び物品の管理及び処分に関すること。</u></p> <p>(10) <u>会計の監査に関すること。</u></p> <p>(11) 略</p>

(13) 略

(14) 予算、決算及び会計に関すること。

(15) 財産及び物品の管理及び処分に関すること。

(16) 会計の監査に関すること。

(17) 略

(18) 福利厚生に関すること。

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 警察装備に関すること。

(23) 所管行政に関する企画及び調査に関すること。

(24) 略

(12) 所管行政に関する企画及び調査に関すること。

(13) 福利厚生に関すること。

(14) 警察装備に関すること。

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 留置施設に関すること。

(21) 情報の公開に関すること。

(22) 個人情報の保護に関すること。

(23) 略

(生活安全部の所掌事務)

第4条 生活安全部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(6) 略

(刑事部の所掌事務)

第5条 刑事部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 略

(2) 略

(3) 犯罪統計に関すること。

(4)～(6) 略

(7) 略

(8) 国際捜査共助に関すること。

(警備部の所掌事務)

第7条 警備部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 略

(生活安全部の所掌事務)

第4条 生活安全部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(6) 略

(刑事部の所掌事務)

第5条 刑事部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 略

(2) 国際捜査共助に関すること。

(3) 略

(4)～(6) 略

(7) 犯罪統計に関すること。

(8) 略

(警備部の所掌事務)

第7条 警備部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 略

(2) 警衛に関すること。

(3) 警護に関すること。

(4) 警備実施に関すること。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(2) 警備実施に関すること。

(3) 警衛及び警護に関すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。